

## 役員を選任について

(2017～2020)

### ○役員候補都市

会 長	広島市長（日本）
副会長	長崎市長（日本）
	ハノーバー市長（ドイツ）
	ボルゴグラード市長（ロシア）
	マラコフ市長（フランス）
	モンテンプル市長（フィリピン）
	マンチェスター市長（イギリス）
	イーペル市長（ベルギー）
	ビオグラード・ナ・モル市長（クロアチア）
	グラノラズ市長（スペイン）
	ハラブジャ市長（イラク）
	フォンゴトンゴ市長（カメルーン）
	メキシコシティ市長（メキシコ）
	フロン市長（ノルウェー）
	デモイン市長（アメリカ）
理 事	バンコク知事（タイ）
	フリマントル市長（オーストラリア）
	サラエボ市長（ボスニア・ヘルツェゴビナ）
	セメイ市長（カザフスタン）
	コーチ市長（インド）
	モントリオール市長（カナダ）
	ウェリントン市長（ニュージーランド）
	サントス市長（ブラジル）
	カルタゴ市長（コスタリカ）
	テヘラン市長（イラン）
	グリニー市長（フランス）

計 26名

### （説 明）

#### 1 副会長都市

- ・アクロン市長が留任を希望せず。アメリカの現リーダー都市であるデモイン市長が副会長に昇格。
- ・ブリュッセル市は6月に市長が退任した後、留任を保留。新市長就任後に方針が決定され、事務局から役員都市に報告する予定。
- ・他の13市長は留任。

#### 2 理事都市

- ・留任の回答がなかったボゴタ市長（コロンビア）以外の理事都市10市長は留任。
- ・フランス・チャプターで会長を務めるグリニー市長が理事に昇格。

(参 考)

平和首長会議規約（抜粋）

（役員）

第4条 この機構に次の役員を置く。

会長 1 名

副会長 若干名

理事 若干名

2 会長及び副会長は、総会において連帯都市の首長の互選によって決定する。

3 会長は、この機構を統轄及び代表し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

5 理事は、会長が連帯都市の首長の中から選任する。

なお、選任にあたっては、地域性を配慮して行うものとする。

6 理事は、会長及び副会長を補佐し、この機構の円滑な運営を図るものとする。

（任期）

第5条 役員任期は、次期総会において新たな役員が選任されるまでの間とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、役員に選任された連帯都市の首長が、当該首長の職を退任し、又は辞任した場合は、後任の首長を役員とする。この場合において、任期中退任し、又は辞任した役員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。